荒尾市民病院あり方検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市民病院あり方検討会(以下「検討会」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 荒尾市民病院(以下「市民病院」という。)が地域の中で果たすべき医療を安定的かつ継続的に提供していくため、検討会を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長 に提言する。
 - (1) 地域の中核病院としての役割に関すること。
 - (2) 経営形態のあり方に関すること。
 - (3) 病院経営の効率化に関すること。
 - (4) 地域の住民及び医療機関との連携に関すること。
 - (5) 市民病院中期経営計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、病院運営に際し特に重要と認められる事項

(組織)

- 第4条検討会は、委員8人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 医療又は病院経営に関して精通している者
 - (3) 地域の医師会を代表する者
 - (4) 地域住民を代表する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第5条 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補充委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 検討会の庶務は、企画管理部政策企画課において処理する。 (雑則)
- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年8月6日から施行する。